

第7回口頭弁論期日のご報告

平成29年4月20日
原発被害救済千葉県弁護団事務局

1 左裁判官交代による弁論の更新

2 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第13準備書面(津波の予見可能性に関するまとめ)

○概要

① 原告らは、被告らが本件事故の責任を負うために予見すべきだった対象について、「福島第一原発の敷地高さを超えて建屋内に浸水を及ぼしうる程度の津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」と主張している。

被告らは、本件地震及びこれに伴う津波又はこれと同規模の地震及び津波を、予見すべき、と主張している。しかし、「適時にかつ適切に」規制権限を行使して、被害の発生を防止するために何をすべきか、必要な限度で特定されれば良いのだから、上記原告らの主張で足りる。被告らの主張は誤りである。

② 福島第一原発の建屋敷地高さを超える津波が到来しうることについては、以下の3つの政府機関による報告が、時間的に近接し、かつ連続的に公表されていることを、全体として評価する必要がある。

㊦ 1997年3月 建設省他「4省庁報告書」

㊧ 1999年3月 国土庁「津波浸水予測図」

㊨ 2002年7月 地震調査研究推進本部「長期評価」

「4省庁報告書」により、「既往最大の津波」を考慮するだけでなく、「想定しうる最大の津波」をも考慮することが求められた。「津波浸水予測図」は、福島予報区において、福島第一原発主要建屋敷地高さを超える津波を想定した。この結果は、敷地高さを超える津波に対する規制を行う必要性を十分に基礎付ける。

③ 「長期評価」は、福島県沖日本海溝寄りを含めて、三陸沖から房総沖の日本海溝寄りのどこでも、明治三陸地震と同規模の津波地震が起こりうる予測した。過去の地震を全て把握しているという前提に立つことが誤りである。その上で、この「長期評価」の結論は、第一線の地震・専門家による充実した議論を経て、最大公約数として示されたものであり、被告国自身による法令に基

礎を置く公的な見解である。

「長期評価」は、2002年に公表後も、再検討・改訂の作業が繰り返されたが、「長期評価」の上記結論は変更されることなく維持された。土木学会津波評価部会でも、「長期評価」の上記結論は受け入れられるに至った。

「長期評価」の上記結論により、福島第一原発の敷地高さを超えて津波が到来する可能性が示された。被告らは、詳細な津波高さを把握するため、精微な津波推計を行う必要性を、容易に認識できた。

2002年当時から、被告国は、「長期評価」を踏まえて、被告東京電力に対し、詳細な津波推計を行うよう求めるべきであった。この津波推計を実際に行ったのが、東京電力による「2008年推計」である。「2008年推計」は、福島第一原発の敷地南側で、O. P+15.7mの津波高であること等を明らかとした。この「2008年推計」は、島崎証人や佐竹証人が認めるように、2002年に「長期評価」を公表してから直ちに可能であった。

- ④ 被告らは、民間の土木学会が策定した「津波評価技術」が「津波の波源設定から敷地に到達する津波高さの算定までにわたる津波評価を体系化した唯一の」基準であったと主張している。

「津波評価技術」の最大の問題点は、想定津波を設定する際、歴史記録に残っている「既往最大」の津波に基づいていることである。「津波評価技術」の目的は、「津波評価に際しての計算誤差、バラツキの取扱い」についての技術的検討を行うことである。対象津波の検討は、目的ではない。

「津波評価技術」は、波源の設定方法として基準となり得ない。

- ⑤ 被告らは、中央防災会議が設置した日本海溝等専門調査会による報告(2006年)において、「長期評価」が示す見解が採用されなかったことから、「長期評価」の信頼性が低いと主張している。

中央防災会議は、「長期評価」の地震学の知見に基づく評価自体、否定していない。中央防災会議は、時間的・金銭的・人的といった行政上の制約を理由に、対象となる地震の選別を行ったのである。中央防災会議の役割は、「長期評価」とは全く異なる。

★個別準備書面(1)(原告番号1～原告番号6の被害の実態と損害賠償額の算定根拠)

○概要

- ① 原告番号1～6の方々それぞれの本件事故前の生活状況・本件事故による避難生活・本件事故により被った損害についての具体的な内容。
- ② 複数の原告の方々は、放射線の影響により、成長期の子どもたちへの健康被害の懸念をもとに、避難を継続している。スピーディーによって計算された放射線汚染の図面を見て、福島市内の汚染が酷いことを知り、福島からの避

難を決意した原告もいる。原発事故・放射能汚染が一向に収束せず、放射能汚染の実態・放射線被ばくが人体に与える影響が不透明な状況では、福島に帰ることは無理であると判断した原告もいる。

多くの原告が、長期の避難生活を強いられている状態の中で、人的関係も含めた地域コミュニティを失っている。本件事故により家族と離ればなれとなった上、福島に戻ると必ず体調が悪化し、千葉に戻っても体調不良が続く原告もいる。

★提出した主な証拠

原告の方々の陳述書、IAEA(国際原子力機関)事務局長報告書・技術文書、津波浸水予測図(国土庁作成)、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の一部改訂について(地震調査研究推進本部・地震調査委員会作成)、島崎邦彦氏・都司嘉宣氏の各意見書

(2) 被告東京電力の主張、証拠の提出

★被告東京電力共通準備書面(5)(精神的損害の賠償に係る弁済の抗弁)

○概要

被告東京電力は、原告らに対して、精神的損害の賠償を既に行っている。原告らの請求額から、既に行った賠償額を、差し引かなければならない。

★提出した主な証拠

なし

(3) 被告国の主張

★第9準備書面

○概要

① 平成24年に炉規法が改正されるまで、被告国(経済産業大臣)は、基本設計や基本的設計方針に関わる事項について、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令する権限を持っていなかった。このことは、参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の審議等、国会審議からも明らかである。

根拠規定もなく、電気事業法40条の文言解釈としても趣旨解釈としても、被告国は、上記権限により規制することはできなかった。

敷地高さを超えて津波が侵入することを想定した対策は、基本設計や基本的設計方針に関わる事項である。

- ② 原告らが主張するシビアアクシデント対策は、平成24年の炉規法改正に至るまで、法律による規制の対象ではなかった。炉規法が制定された昭和32年当時、シビアアクシデントとして整理された概念はなかった。

本件事故を受けて、平成24年の炉規法改正で、シビアアクシデント対策が創設され、法律による規制の対象となった。

★第10準備書面

○概要

- ① 「津波評価技術」は、安全目標との関係で、津波の再来周期を考慮していない。だが、安全目標が安全規制への適用について検討途上だったため、不合理ではない。

「津波評価技術」は、想定津波の高さを既往津波の痕跡高の約2倍としており、安全側に立って、設計津波推移を検討している。

- ② 防災基本計画を作成し、その実施を推進する事務を行うのは、中央防災会議である。中央防災会議の決定は、一般市民のみならず、原子炉施設も対象とする。

この中央防災会議が設置した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会では、地震学などの専門家により議論が尽くされた結果、福島県沖海溝沿いの領域を検討対象とせず、「長期評価」の考えを採用しなかった。「長期評価」は、信頼度が「やや低い」と評価され、異論も複数存在した。

「長期評価」に基づいて被告国が規制権限を行使せずとも、著しく不合理ではない。

★第11準備書面

○概要

- ① 規制に関わる専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成・確立した科学的知見に基づいていないと、本件地震やこれに伴う津波と同規模の津波が発生・到来することを予見可能だったとはいえない。

原子力工学の専門家である岡本孝司教授、山口彰教授も、各意見書において、同様の見解を述べている。津村建志朗博士も同様である。津波工学の第一人者である今村文彦教授も、同様の視点の必要性・重要性を、意見書にて指摘している。

被告国の予見可能性は、平成18年当時の地震学・津波学・原子力工学の知見に基づいて、判断しなければならない。後知恵バイアス(物事が起きてからそれが予測可能であったと考える傾向)に基づく内容の危険性に留意して、証言等の信用性を検討しなければならない。

- ② 「長期評価」は、科学的根拠を伴わない未成熟な知見であり、地震・津波の学者達の統一の見解とは言い難い。「長期評価」の公表を了承した津村健四朗博士、松澤暢教授、今村文彦教授いずれも、同様の意見である。貞観地震・津波に関する知見も、未成熟な知見であった。

「長期評価」や貞観・津波に関する知見は、本件事故前に確立したものではなかった。

- ③ 原告らは、本件事故前、以下の㉠～㉣のうち、いずれか1つでも対応すれば、本件事故を回避することができたと主張している。

- ㉠ 非常用電源設備等の重要機器の水密化、給気口の高所配置等
- ㉡ 非常用電源設備を高所へ設置する等津波に対する独立性の確保
- ㉢ 直流電源車の配備等全交流電源喪失に対する代替措置

しかし、上記㉠～㉣の対策いずれも、本件事故の原因を調査した結果、考えられた対策である。本件事故前において、被告国が上記㉠～㉣の対策をする義務はない。本件事故に対する被告らの刑事責任を追求する事件においても、検察庁は、本件事故を回避することは可能でないと、評価していた。それに、上記㉠の水密化は、本件事故後に策定された新規制基準(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則)でも、求められていない対策である。

本件事故前の知見に基づくと、原子力工学の観点からすれば、本件原発敷地南側へ、防波堤を設置することが妥当であった。ところが、本件原発敷地南側へ防波堤を設置しても、本件事故を回避できなかった。なぜなら、本件津波は、敷地の東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上したからである。

- ④ 原告らは防波堤を設置すべきとも主張しているが、設置すべき防波堤の高さ・厚さ・構造いずれも具体的に主張していない。防波堤が設置されても、本件地震に伴う津波の遡上が食い止められたと考えがたく、防波堤の破損すら疑われる。

上記㉠の対策として、タービン建屋大物搬入口へ水密扉を設置したとしても、本件津波による波力に耐えられたのか、想定される地震動に対して十分な耐震性を有するのか、いずれも不明である。

原告らが主張する上記㉠～㉣の対策は、いずれも工学的な検討がなく、具体性を欠き、主張として不十分である。

★提出した主な証拠

2008年試算結果に基づく確認の結果について(被告東京電力作成)、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(参議院環境委員会作成)、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(経済産業省原子力安全・保安院作成)、平成24年6月18日参議院環境委員会会議録第6号(抜粋)

3 今後の裁判の日程

第8回口頭弁論期日 平成29年6月15日(木)午後1時半

第9回口頭弁論期日 平成29年7月27日(木)午後1時半

第10回口頭弁論期日 平成29年9月21日(木)午前10時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上